平成２１年（フ）第１５２０号
堺市東区白鷺町３丁17番　第Ｃ16号棟第209号室
債務者　香川　英樹
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　葉狩　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４４０号
埼玉県久喜市大字野久喜832番地22
債務者　菊地　裕子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　峯岸　孝浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５２２号
神奈川県座間市座間１丁目3273番地の10
債務者　大塚　吉則
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関戸　淳平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月２日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３１５２号
愛知県春日井市高蔵寺町北２丁目28番地　フォーブル藤105号
債務者　濵　　博明
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒澤　佳代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月17日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４５号
熊本県山鹿市鹿本町来民1116番地
債務者　福田　知基
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　益田　博文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第５７３号
静岡県浜松市東区篠ケ瀬町419番地の１　レ・アール篠ケ瀬202
債務者　内田　健司
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野江里香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月５日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２６９０号
愛知県大府市江端町６丁目70番地　フローレンス大峯Ｃ―103号、住民票上の住所愛知県半田市柊町３丁目５番地の10
債務者　安東　英樹
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　重俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６１２号
札幌市厚別区厚別東４条８丁目６番25号
債務者　榊原　利和
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山上　晃広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月23日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２１号
長野市大字北堀427番地２、前住所長野市三輪３丁目18番３号
債務者　木村　厚子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　　肇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第７５７号
神奈川県小田原市小八幡１丁目８番14号
債務者　高瀬　照美
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７６４号
神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴908番地
債務者　橋本　　稔
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７６５号
神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴908番地
債務者　橋本　正美
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７８０号
神奈川県小田原市酒匂２丁目５番16号
債務者　中村　　昇
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４０５号
岡山県倉敷市西尾２番地８　モンパルナスⅢ101号室
債務者　宮本奈緒子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第５３６号
埼玉県春日部市栄町２丁目176番地　第５グリーンコーポＢ―201
債務者　佐藤　真弓（旧姓細川）
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５８０号
埼玉県越谷市川柳町４丁目245番地１　朝日プラザガーデンシティ新越谷226
債務者　唐橋　修司
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５８７号
埼玉県三郷市三郷３丁目19番地17　エスペランスＫ１号
債務者　湊　恵美子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係